新（R6.9.15 適用版）	現　行
※変更箇所のみ抜粋 建築関係工事共通仕様書 第１編　総　　則 第１章　一般共通事項 第１節　一般事項	※変更箇所のみ抜粋 建築関係工事共通仕様書 第１編　総　　則 第１章　一般共通事項 第１節　一般事項
1.1.24 ウィークリースタンスの推進	（省略）	1.1.24 ウィークリースタンスの推進	（省略）
1.1.25 工事情報共有化（工事情報共有システム（ＡＳＰ））	受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。 なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。 ただし、実施できない特段の理由等がある場合は、受発注者間の協議を行ったうえで実施の可否を決定する。		
1.1.26 遠隔臨場	受注者は、原則として「建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領」に基づき、遠隔臨場を実施すること。 ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になってしまう恐れのある場合は、その限りではない。この場合は、受発注者間の協議を行ったうえで実施の可否を決定する。		